

令和元年第6回太子町議会定例会（第483回町議会）会議録（第5日）

令和元年12月16日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第67号 太子町総合計画基本構想・基本計画について
- 3 議案第68号 太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第72号 太子町森林環境整備促進基金条例の制定について
- 5 議案第73号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第69号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第71号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 議案第83号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第84号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第77号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 11 議案第78号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第79号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第80号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第81号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 15 議案第82号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 発議第2号 議会ICT化調査特別委員会の設置について
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第67号 太子町総合計画基本構想・基本計画について
- 3 議案第68号 太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第72号 太子町森林環境整備促進基金条例の制定について
- 5 議案第73号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第69号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第71号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 議案第83号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第84号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第77号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 11 議案第78号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第79号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 13 議案第80号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第81号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 15 議案第82号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 発議第2号 議会ICT化調査特別委員会の設置について
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中薮清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	大谷員代	書記	森文彰
書記	三井和代		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	木村和義	経済建設部長	八幡充治
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	嶋津一弥

（開議 午前10時00分）

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和元年第6回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等8件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和元年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。なお、総務課長から所用により欠席届が出ておりますので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第67号 太子町総合計画基本構想・基本計画について

日程第3 議案第68号 太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第72号 太子町森林環境整備促進基金条例の制定について

日程第5 議案第73号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第2、議案第67号太子町総合計画基本構想・基本計画についてから日程第5、議案第73号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 おはようございます。

それでは、総務経済建設常任委員会に付託をされました審査報告書を読み上げ、報告にさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第67号。付託年月日、令和元年12月4日。件名、太子町総合計画基本構想・基本計画について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月6日金曜日午前10時より午後1時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①KPIはKGIではないのかとの質疑に、KPIは組織の目標達成の対応を図るという物差しのことで、KGIは組織のゴールを意味しているので、このたびはゴールでなく途中の達成度をあらわすということでKPIにしたとの答弁があった。

②数値を掲げてやるのは大切であるが、数値が達成できないこともある。そのときに原因を解析して次に向かうことが大事ではないのかとの質疑に、各担当課とともに策定委員会でじっくり検討した。目標が軽いとの指摘があるかもしれないが、その都度評価検証し実施していきたいとの答弁があった。

③5年単位の基本計画が出されて毎年度実施計画がつくられるが、その状況はとの質疑に、3月議会の前に第5次太子町総合計画に基づく実施計画を提示させていただくが、第6次は9月あたりにお示しする予定であるとの答弁があった。

④国において平成23年8月の地方自治法改正により、市町村の基本構想の策定義務がなくなったとあるがとの質疑に、基本構想の策定義務はなくなったが、当町議会からの提案で、太子町議会の議決すべき事件に関する条例が制定され、平成29年3月に施行されたため、基本構想、基本計画の策定には議決が必要であるという形に変わったとの答弁があった。

⑤基本構想の体系図でプランが5つ掲げられており、これらをうまく絡めていながら太子町

の力をトータル的に上げていくことが最も重要ではないかとの質疑に、関係課にヒアリング等を実施、協議をして、連携を図っていききたいとの答弁があった。

⑥太子町で一番付加価値を稼いでいるのは賃貸住宅で、その次は個人サービス建設業であるが、この付加価値を太子町の経済構造の中でどのように目標を定めようとするのかとの質疑に、第3次産業の付加価値構成比が高く、住宅賃貸業は特に大きい分野であるが、今後は商工会等と連携、協力の上、町としての支援が可能な産業、企業等について、創業支援や後継者の育成、魅力ある事業、企業のPR等を進めることにより、地域産業の活性化を図りたいと考えているとの答弁があった。

⑦“和のまち太子”を掲げるのであれば、実際の施策にどう反映させるのかとの質疑に、67年前に合併され、聖徳太子ゆかりの名前ということで、太子町という名前がついている。平和の「和」、対話の「話」、リングの「輪」等、いろいろな「和」で進めていきたいが、精神的な支柱というところで、皆さんと一緒に考えていききたいとの答弁があった。

⑧第5次太子町総合計画では10年後に目指す将来像だけだったが、第6次では数値目標が立てられた。そこに至る経過はとの質疑に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でもKPIが示され、総合計画の中でその指標を決めることで、町としても基準となる目標が明確になることから策定委員会で決定されたとの答弁があった。

⑨現状から5年後の姿を図ることは難しいが、今後は人口減少になる中、目標は右肩上がりになっているが、職員も少ない中でその部分の整合性ははどうやっていくのかとの質疑に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の方針を包括させた形で、総合計画基本方針をつくった。具体的には次の3カ年の実施計画を毎年つくる。各課の会議を経て最後に本部会議を開き、提案しているものなので、やっていけるのではないかと考えているとの答弁があった。

⑩観光入り込み客数は、現状15万8,964人で県内39位、5年後20万人でも39位である。観光資源を増やすのであれば、何か取り組みをしなければならないし、商工会が観光の事務局を兼ねているのは太子町だけであるが、どの程度力を入れてやろうとしているのかとの質疑に、具体的な事業等は実施計画の中で上げるが、太子町として観光産業としてやっていくのかどうかということもある。他市町の施策も参考にし検討したいとの答弁があった。

⑪太子みそは売り上げが年間1,200万円ほどあるが、果たしてそれが特産品と言えるのかとの質疑に、当町では太子みそ、太子いちじく、松尾のたけのこの3つの特産品としているが、これらを単体で考えずに波及効果も含め特産品として活用したいと総合計画に掲げている。西はりま山椒を育てる住民団体が頑張っていることから、5年後にはこの山椒栽培の認知度を高め、特産品に育てたい意図があるとの答弁があった。

その他の質疑応答等は、議会事務局保管の会議録に記載している。井村委員から賛成討論があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第68号。付託年月日、令和元年12月4日。件名、太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月6日金曜日午前10時から午後1時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①町の財産を使用することに関して使用料を上げる目的と考えるが、現在の賃借に対しどれくらいの効果があるのかとの質疑に、土地では二葉にじいりこども園の職員駐車場で年間2万7,750円、社会福祉協議会に貸している土地建物で約60万円、合計約63万円の増加であるとの答弁があった。

②歳入の観点から土地と建物の使用料を見直すとのことだが、見直しに至った理由はとの質疑に、歳入確保について近隣はもちろん県下の状況を調査し長い間検討をしてきた。平均すると100万円を基準に算定すれば土地は5万円、建物は6.8万円という価格になったため、土地は5%、建物は7%との改正を考えているとの答弁があった。

③電柱や埋設物は値上げを考えなかったのかとの質疑に、これらはまちづくり課で調査したが、近隣他市町と相違がないので改正予定はないとの答弁があった。

④介護事業所の建物が339万1,200円ということは、再調達価格の100分の7を乗じた額なのかとの質疑に、総務省作成の統一的な基準による地方公会計マニュアルに記載された建物再調達価額基準建築単価表により算定した額であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第72号。付託年月日、令和元年12月4日。件名、太子町森林環境整備促進基金条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月6日金曜日午前10時から午後1時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①条例の設置目的で、「間伐や人材育成、担い手の確保等」が書いてあるが、どういう団体を位置づけての文言なのかとの質疑に、太子町内に6つある生産森林組合と協議し、方向性を見出ししたいとの答弁があった。

②それらの組合で全町を網羅した協議を行うのかとの質疑に、6つの生産森林組合だけで網羅することは不可能で、宍粟市やたつの市の森林組合の力をかりながら進めたいとの答弁があった。

③制定理由の中に「森林環境譲与税を基金として積み立て」とあるがとの質疑に、太子町の国有林が46ヘクタール、民有林が639ヘクタールで山の面積によって算出され、令和元年から3年間は141万円ずつ、令和4年以降は211万5,000円の基金が入る予定であるとの答弁があった。

④「森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない」とあるが、今回の条例の中には見当たらないことと、歳計現金の繰りかえ運用については、基金の余裕があれば、有価証券等の購入、定期預金の振りかえをするのかとの質疑に、インターネット等での公表は今のところ考えていない。また、振替運用については財政部局と相談しながら考えていきたいとの答弁であった。

⑤森林環境譲与税を創設した目的と条例中の目的とは合致しているのかとの質疑に、財源として森林環境税を創設して、各自治体で山の維持を行う上での課題解消に向けた取り組みをなさいたいというものであるとの答弁があった。

⑥ある程度基金がたまった段階で事業を考えるとの説明があったが、既に念頭に置く事業があるのかとの質疑に、山の所有者が不明であるとか、山の管理が放置されて家に木が倒れかかっているとか、そういう場合に個人所有であるからその所有者の了解を得ずに勝手に伐採できないなど、行政が手を出せない問題があるため、その活動や治山に対し補助ができ、適正な山の管理をしていくような施策を考えていきたいとの答弁があった。

⑦東日本大震災の後からの復興特別税が徴収されたが、今回の条例制定後、税の徴収はどのようになるのかとの質疑に、令和6年から年1,000円を徴収することになっているが、現段階で詳細はわかっていないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第73号。付託年月日、令和元年12月4日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月6日金曜日午前10時から午後1時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①公認業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合は登録できないとのことだが、誰が判断し運用するのかとの質疑に、判断基準は非常に難しく、基本的には該当しない旨の誓約書で処理を受け付ける。特に問題がある場合には、その都度、病院で相談、診断を受けてもらう。他の自治体に聞いても、数も多いので行政として直接診断をすることはないと答弁があった。

②改正内容の中に「1、認定要件の欠格事項から成年被後見人等を削除し、新たに欠格事項を追加（第5条の2第1項第5号）」と「4、登録資格の欠格事項から成年被後見人等を削除し、新たに欠格事項を追加（第5条の12第2項）」とあるが、この詳細説明をとの質疑に、今年6月に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立されたことから、成年被後見人であることで一律に欠格条項にするのは差別的な扱いであるということから、個々の判断をもってその職種であるとか、資格に対応できるかどうかということを判断していくことが望ましいという法律になった。これに該当する下水道条例でも被後見人であることを欠格条項にうたっているの、それを削除するというものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、4議案報告させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第67号太子町総合計画基本構想・基本計画について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 議案第67号太子町総合計画基本構想・基本計画について賛成討論をいたします。

第6次総合計画は、今後10年間の太子町の進んでいく方向を定めたものです。この重要な政策を平成30年5月以降、各所属より選任された若手職員17名が委員として入るなど、全庁的に基本構想、基本計画としてまとめている。その過程においても、住民アンケート、子育て世代のワークショップ、中学生や高校生対象のワークショップを行い、また自治会、商工会、農業委員会、町議会や若手代表らも入った令和元年度まちづくりの集いなど、精力的に幅広いニーズの収集や意見の交換、協議などに多くの時間をかけて広報、広聴に努めてきておられます。

そういう経過を踏まえながらも、国連サミットで採択をされ、2030年を期限とする持続可能な開発目標SDGsの理念の達成に向けて、町の取り組みも考えながら、第6次総合計画としてまとめ上げられたことに敬意を表するものでございます。

今後求められることは、この計画を確実に迅速に実行に移し、成果を上げることであります。2020年から始まる基本計画に基づき、実施計画を策定し、年度ごとの事業内容や予算の進捗状況の検証を図り、社会情勢の変化に対応しながら、スピード感と柔軟性を持ったまちづくりに努めていくことこそ重要であります。太子町においても、町長や執行部がリーダーシップをとり、町職員も一丸となって、誰も置き去りにしない社会の実現に邁進していかれることを願いまして、賛成討論といたします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 議案第67号太子町総合計画基本構想・基本計画についての賛成討論をさせていただきます。

今回の策定に当たりまして、まちづくりの集いなどを複数開催し、住民の意見をきちんと聞いたことでこのような総合計画ができ上がったと考えます。粗削りなところもありますが、うれしいまちの未来図計画が完成したと見受けられます。

しかし、策定はあくまでもスタートでしかなく、実行に移してからが本当の総合計画であります。今、編成作業を進めておられる令和2年度予算において、新しいアイデア、新しい参画と協働の手法を見せてくれることを楽しみにしています。

以上、申し上げまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第68号太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第72号太子町森林環境整備促進基金条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第73号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第69号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第71号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第6、議案第69号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第71号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました2件の案件につきまして、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第69号。付託年月日、令和元年12月4日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月5日木曜日午前10時から午後0時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①町内には家庭的保育事業者はないが、問い合わせや相談等があったのかとの質疑に、現在のところはないとの答弁があった。

②今後の見通しはとの質疑に、今後についても見込みはしていないとの答弁があった。

③この事業について保護者からの声はあったのかとの質疑に、要望は特にないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第71号。付託年月日、令和元年12月4日。件名、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月5日木曜日午前10時から午後0時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①町内の居宅訪問型児童発達支援及び企業主導型保育施設の現状はとの質疑に、居宅訪問型児童発達支援はなく、また地域型保育も対象はない。企業主導型保育施設は4園あるとの答弁があった。

②居宅訪問型児童発達支援についての問い合わせや相談、保護者からの要望等はあったのかとの質疑に、いずれもなかったとの答弁があった。

③企業主導型保育施設4園はとの質疑に、室井メディカル内の保育施設、トイボックス太子、ちびっこランド太子東園、楓保育園であるとの答弁があった。

④待機児童の解消のために企業主導型保育施設は今後重要になると思うが、保育の質は保たれていくのかとの質疑に、企業主導型保育施設は県の健康福祉事務所の管轄である。県の職員と連携をとりながら質の向上等に努めていきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第69号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第71号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第83号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第84号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第8、議案第83号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第84号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第83号及び議案第84号の条例改正について一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第83号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は特別職の職員の期末手当については一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じてその支給月数を改正するものでございます。

この条例の施行日は公布の日とし、期末手当年間支給月数の改正につきましては、平成31年4月1日に遡及適用、期末手当の支給割合の改正につきましては、令和2年4月1日の施行としております。

また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当についても準用されますので、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

次に、議案第84号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改正を実施するものでございます。

この条例の施行日は公布の日とし、給料については平成31年4月1日に遡及適用し、勤勉手当については12月期の支給分で調整すること、また住居手当については令和2年4月1日の施行としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。また、議案第83号及び議案第84号の条例改正についての提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それではまず、ただいま上程されました議案第83号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

当町は特別職の職員の期末手当につきましては、この後、議案第84号で御説明いたします一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じて、その支給月数を改正するものでございます。

参考資料や新旧対照表もあわせてごらんいただければと思います。

第1条、第2条の条建てで改正を行っております。

それではまず、第1条の太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、期末手当の改正につきまして、第3条第4項の表にあります、12月1日の項を一般職の職員に準じて0.05月分引き上げております。この改正により特別職の職員の期末手当の年間支給月数は「4.35月分」から「4.40月分」となります。所要額は11万2,000円となっております。

次に、第2条について御説明いたします。

第1条で改正いたしました期末手当の月数につきまして支給割合を変更するものでございますが、一般職の職員の期末勤勉手当において、令和2年4月以降、6月と12月の期末勤勉手当の支給月数を同月数とする改正を行うことから、これに準じまして年間4.40月分が6月現在では「2.175月」、12月では「2.225月」をいずれも均等になるよう「2.20月」に改正しております。なお、支給総月数は4.40月と変更はございません。

また、町長からも御説明がありましたように、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定によりまして、議会議員の期末手当についても準用されますので、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることになります。

以上で詳細説明とします。よろしく御審議いただき、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

それでは次に、議案第84号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

町長からも御説明がありましたとおり、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきていますことから、このたびも同様にこれを尊重いたしまして、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。

本年の人事院勧告につきましては、その骨子は民間給与との格差が387円、0.09%埋めるた

め、給料表の水準を引き上げるとともに、初任給については民間との格差があることから等を踏まえまして、大学卒業では1,500円の引き上げなどが実施されております。また、これらを踏まえまして、30代半ばまでの若年層の職員が在職します号給につきましても所要の改定が行われることになっております。

また、賞与を民間の支給割合に見合うよう、「4.4月分」から「4.50月分」に引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することとなっております。

次に、住居手当につきましては、公務員宿舍使用料や民間における住居手当の支給状況等を踏まえまして、所要の改正を行うこととなっております。

なお、給料につきましては、平成31年4月までさかのぼって適用いたしまして、勤勉手当につきましては12月分の支給で調整すること、住居手当につきましては令和2年4月1日から改定することが勧告なされております。これにつきましても、参考資料や新旧対照表もあわせて御参照いただければと存じます。

第1条から第3条の条建てで改正を行っております。

それではまず、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、給料表の改正につきまして、第3条に係る別表第1を、初任給は民間との間との差があることを踏まえ、大卒者では1,500円、高卒者では1,900円引き上げております。また、これらを踏まえまして、30代半ばまでの若年層の職員が在職いたします号給につきましても200円から1,500円の改定を実施しております。対象職員数は93名であり、所要額は148万1,000円となっております。

次に、再任用職員以外の職員における勤勉手当の改正について、第20条第2項第1号を、支給月数を0.05月分を引き上げに伴いまして、12月の勤勉手当を0.05月引き上げております。この改正により、当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.45月分」から「4.50月分」となります。

先の給料表の改正に伴う6月の期末勤勉手当の増額分と合わせまして、給与に関する所要額は507万3,000円となっております。

次に、第2条について御説明をいたします。

まず、住居手当につきましては、第11条の2におきまして、公務員宿舍使用料の上昇を考慮いたしまして、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、民間住居手当の状況等を踏まえまして、手当の上限を1,000円引き上げる改正を行っております。

次に、第20条第2項第1号におきまして、第1条で改正いたしました勤勉手当の月数につきまして、支給割合を変更するものでございます。再任用職員以外の職員につきまして、これまで6月が「0.925月」、12月が「0.975月」をそれぞれ「0.95月」ずつに改正をしております。

次に、第3条について御説明をいたします。

本条では、前回の議会において制定させていただきました太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。

本条例に規定いたします会計年度任用職員の給料表につきましては、一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表と同様、人事院勧告の内容に準じていることから、一般職の職員の給料表の改定と同様に改正を行っております。

次に、附則について御説明をいたします。

まず、この条例の施行期日等でございますが、附則第1条におきまして公布の日に施行いたしまして、第1条の規定は平成31年4月1日に遡及適用すること、また第2条、第3条及び附則第3条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行することを規定しております。

次に、第2条に改正いたしました住居手当に関する経過措置といたしまして、附則第3条におきまして、手当額が2,000円を超えて減額となる職員につきましては、令和3年3月31日まで1年間、2,000円を超える減額部分につきまして据え置くこととする経過措置を規定しております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り、何とぞ原案のとおり御議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第83号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第83号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第84号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第84号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前11時59分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました議案第83号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第84号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

これらの議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました2件の議案について、読み上げて報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第83号。付託年月日、令和元年12月16日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきものの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月16日月曜日午前10時57分から午前11時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①このたびの改正は一般職の職員の人事院勧告に基づく改正により改正するとの趣旨かとの質疑に、一般職の職員の給与改正に準じるものであるとの答弁があった。

②この条例改正による給与総額の増加分はとの質疑に、このたびの補正予算案において対応し、これは今回改正分のみの経費であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第84号。付託年月日、令和元年12月16日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきものの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年12月16日月曜日午前10時57分から午前11時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①このたびの条例改正に基づく住居手当に該当する職員数等はとの質疑に、全員で26名で、そのうち増額になる者が7名、減額になる者が18名、年間総額で28万2,000円の減額となるとの答弁があった。

②住居手当の総額が減額となる理由はとの質疑に、支給対象家賃額の下限額及び手当額の上限額の変更により、当町で該当する職員に当てはめると減額となるものであるとの答弁があった。

③住居手当の改正基準はとの質疑に、全国の公務員宿舍使用料の上昇等を考慮して、一律の改正額とするものとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、2案件よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する、質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第83号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第83号は委員長長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第84号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第84号は委員長長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第77号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第78号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第79号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第80号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第81号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第82号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第77号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）から日程第15、議案第82号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）を一

括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第77号から議案第82号までの各会計の補正予算について一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第77号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定に伴います人件費関係の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ599万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億2,318万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金及び諸収入の追加であります。

歳出予算につきましては、全ての款において、給与改定に伴う人件費の補正であります。

次に、議案第78号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてありますが、給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,562万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費において、給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第79号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてありますが、同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億7,681万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、介護サービス事業費、地域支援事業費において、給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第80号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてありますが、同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,372万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費において、給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第81号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）についてありますが、同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的収入に基礎年金拠出金6,000円を追加し、事業収益の総額を5億3,207万4,000円とするものであります。

収益的支出につきましては、給与改定に伴う人件費22万円を追加し、事業費用の総額を5億829万7,000円とするものであります。

最後に、議案第82号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）についてありますが、同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的収入に基礎年金拠出金4,000円を追加し、下水道事業収益の総額を12億6,737万7,000円とするものであります。

収益的支出につきましては、給与改定に伴う人件費13万2,000円を追加し、下水道事業費の総

額を12億6,255万3,000円とするものであります。

以上のとおりでございますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第77号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第78号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第79号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切ります、よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第80号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第81号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）



締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会ICT化調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議会ICT化調査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

議会ICT化調査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午後0時22分)

(再開 午後0時22分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に議会ICT化調査特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき、委員の互選により委員長に松浦崇志議員、副委員長に出原賢治議員が選出されましたので、御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(藤澤元之介) 日程第17、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第6回太子町議会定例会(第483回町議会)を閉会します。

(閉会 午後0時23分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(藤澤元之介) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月29日の招集以来、本日まで18日間でしたが、この間、議員各

位には各会計の補正予算を初め、条例改正など、多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、ここにその御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長を初め、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から寄せられました意見等につきましては、今後、町政執行に十分に反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年も残りわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康に御留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新年を迎えられますことを祈念いたしますとともに、町政発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和元年第6回太子町議会定例会（第483回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会されました今期定例町議会におきましては、予算、条例、規約、その他各種重要案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

また、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存でありますので、町行政に対しまして一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 首 藤 佳 隆

署名 議員 福 井 輝 昭